

## SECフラッシュレポート

COSO が財務報告に係る内部統制の報告を行う小規模公開企業のための指針草案を発表（2005年10月31日）

先週、トレッドウェイ委員会組織委員会(COSO)は、サーベ  
ンズ・オックスレー法(企業改革法)の404条の要請に対応  
する際の小規模企業のニーズに応えるために、内部統制の  
統合的枠組みの利用に関する新しい指針を提案した公開草  
案を発表し、パブリックコメントを求めました。「財務報告に  
係る内部統制の報告を行う小規模公開企業のための指針」  
というタイトルを付した指針は、[www.coso.org](http://www.coso.org) から入手でき  
ます。関心のある方は2005年12月31日までにこのウェブサ  
イトを通じて意見をCOSOに直接伝えるべきです。

この指針案はCOSOの枠組みに記載された内部統制の5つ  
の主要な要素と関連する26の基本原則についてその概要を  
記載しています。この公開草案はCOSOにより紹介されたそ  
れぞれの原則を定義し、解説し、小規模企業がこれらを実務  
に利用できる様々なアプローチを提示しています。この原則  
を小規模企業がどのように有効に適用しているかの事例も含  
まれています。この公開草案はまた、例示としてのツールと  
テンプレートも提供しています。公開草案はCOSOのウェブ  
サイトからダウンロードすることができます。

### 背景

公開会社が企業改革法を遵守しようとする際に、「COSOの  
内部統制-その統合的枠組み」とその他の既存の内部統制の  
枠組みは、小規模企業の統制環境に合わないという懸念が  
多くの関係者から言われました。その結果、多くの人が内部  
統制評価の費用と負担は小規模企業に不当に重くなってい  
ると主張しています。これらの懸念を受けて、SECはCOSO  
に対して小規模企業のニーズに応えるためのCOSOの枠組  
みの利用に関する指針を策定するよう要請していました。

2005年1月、COSOは、現在の指針におけるギャップを埋め、  
財務報告に係る内部統制の報告に関連する法律や規則を遵

守しようとする小規模企業の努力を支援することを目的とし  
てこのプロジェクトを立ち上げました。プライスウォーターハ  
ウス・クーパーズがこのプロジェクト実施の委託を受けまし  
た。プロジェクトの過程で多くの小規模企業の企業経営者よ  
り意見が集められました。小規模企業が内部統制を構築、運  
用し、COSOの枠組みに準拠する際に直面する固有の問題  
点を理解するために、COSOは5月に小規模企業の経営幹  
部を招待してフォーラムを開催しました。このプロジェクトの  
過程において諮問委員会もさまざまな意見を提示しました。

### 総合的結論

提案された指針によると、公開草案の作成を通してCOSO  
が到達した総合的結論は以下のとおりです。

- ・ 内部統制のアプローチにはいくつかの相違があるもの  
の、良好な内部統制についての基本的考え方は会社の  
大小にかかわらず同じである。照合・調整、マネジメント  
によるレビュー、基本的な入力コントロールといった  
基礎的なコントロールは変わりません。有効な内部統制  
を構築するために小規模企業が使うアプローチは大企  
業と違うものの、どのようなアプローチも同じ基礎的な  
統制原則に則していなければなりません。さらに、使用  
されるアプローチは、往々にして異なった形式のマネジ  
メント・レビューや監視として実現されます。
- ・ 小規模企業が利用する内部統制のアプローチは、その  
規模は違っても、大企業のそれと類似している場合が多  
い。例えば、大企業ではより複雑なため、特定の分野に  
おける統制活動を構築・運用することに非常に多くの努  
力が払われています。
- ・ 大企業に比較して、小規模企業ではコントロールの幅が  
より広く、会社の上層部に対する透明性がより高い場合  
が多い。例えば、小規模企業では内部統制と財務報告

について情報を伝達するのに非公式なスタッフ・ミーティングが有効ですが、大企業では、同じような事項を伝達するのにイントラネットのポータル、全体会議、あるいは関連部署間の電話会議のような正式な仕組みを必要とします。

- ・ 財務報告に係る内部統制を実施する場合に小規模企業は大企業では問題とならないような困難に直面する。例えば、小規模企業では、有能かつ経験豊富な財務スタッフの採用、内部監査機能への人材配置、有能な社外取締役の確保・維持のための役員報酬と付保金額の引き上げなどへの十分な資金と人材確保が困難です。また小規模企業では適切な職務分掌、経営者による内部統制の無視といったリスクの軽減、監査委員会の別途設置、情報技術に関する有効なセキュリティと変更管理の実施なども簡単ではありません。
- ・ 公開草案には、すべてCOSOの枠組みから派生した26の原則が盛り込まれている。「COSOの内部統制-その統合的枠組み」は、原則基準であり、指針案はその枠組みに基づいた主要な原則を示したものです。26の原則のうち23の原則は、規模にかかわらずすべての会社にとって基礎的なものです。さらに、財務報告に係る有効な内部統制を実施する際に、組織やその構成員が自分の役割と責任を理解するための3つの原則を追加しています。26の原則を適用するために利用可能なアプローチはたくさんあるため、画一的な内部統制のアプローチはありません。
- ・ 財務報告に係る有効な内部統制を達成するための近道はない。財務報告に係る内部統制が有効であるという結論を証拠づけるためには、COSOの枠組みの5つの構成要素すべてと関連する26の原則が存在しなければなりません。但し、小規模企業が原則を実施するためのアプローチの規模は異なるかもしれません。
- ・ 内部統制の有効性を削減して費用の削減をすべきではない。COSOは、企業はこれらの原則を適用し、最も費用対効果の高い方法でそれぞれの会社の実情にもっともかなう内部統制のアプローチを選択すべきであるとの見

解です。この指針には代替的なアプローチに関する議論や、小規模企業における詳細な事例を含んでいます。

## 「小規模」とは何か？

COSOは小規模企業と大企業を区別するのに「明確な線引き」をするのを避けた。したがって、COSOは具体的な金額基準を使わないことを決めました。COSOはまた、意図的にコントロール関連の特徴をもとに「小規模」を定義することを避けた。COSOは、「小規模公開企業」を定義するのに以下の特徴を挙げています。

- ・ 単純な製品ラインと工程
- ・ 創業者あるいはオーナー・グループが事業の経営を支配している
- ・ 経営陣によるコントロールの範囲の広さ
- ・ 固定費に対する投資よりも変動費ベースでサービスを受けるといった経済的戦略
- ・ 生産あるいは売上のいずれかにおける集中
- ・ 大企業が享受するような規模のメリットを受けることが困難な、売上収入、人員、資産などの事業規模

COSOは、上記の特徴のいずれもそれだけで定義できるものではないとしています。会社の規模が大きくなり、売上高や資産が増加するにつれて、経営者はより規模の経済効果を楽しむようになり、またそのコントロールの幅が狭まります。このような発展により、時の経過とともに内部統制のアプローチを修正することが必要とされます。

## 指針の適用

すべての公開企業は、リスクを許容可能な水準にまで軽減するために、内部統制体制を構築しなければなりません。小規模企業は、職務分掌あるいはより予防的な他のコントロールを完全に実施するための十分な資源を有しているとは思っていない場合が多いため、リスクを軽減するための適切な能力と信頼の基盤となる「統制環境」は、事後的な監視と経営幹部による直接的な関与により大きく依存しなければなり

ません。このことはCOSOの枠組みの5つの要素の関係において、大企業に比して小規模企業は、他の3つの要素よりも「監視活動」と「統制環境」により重点を置かなければならないことを意味しています。小規模企業も大企業もいずれも「リスク評価」と「情報と伝達」の要素に同等の重点を置きます。小規模企業は他の要素に比較して「統制活動」に大企業ほど重点をおきません。「統制活動」が有効に機能するために、最低水準の形式化を必要とするためです。

26の原則は以下のように整理されます。

- **統制環境**—COSOの枠組みの要素の7つの属性に則した7つの原則が含まれます。例えば、誠実性と倫理観、組織体制、経営者の哲学と経営スタイルなどです。
- **リスク評価**—財務報告目的の重要性、財務報告リスクの認識と分析、不正リスクの評価に関連した3つの原則が含まれます。これら3つの原則はCOSOの枠組みに記載されているリスク評価の要素の適用と一致したものです。
- **統制活動**—COSOの枠組みの要素を定義するための4つの原則が含まれます。例えば、統制活動の要素、リスク評価と連携した統制活動、統制活動の選択と構築および情報の信頼性です。
- **情報と伝達**—COSOの枠組みの要素をさらに定義するために6つの原則が含まれます。例えば、情報の必要性、情報管理、経営陣からのコミュニケーション、経営陣へのコミュニケーション、取締役会とのコミュニケーション、外部関係者とのコミュニケーションです。
- **監視活動**—COSOの枠組みの要素の3つの属性に則した3つの原則が含まれます。つまり、継続的な監視、独立的评价、内部統制の欠陥に関する報告です。

「COSOの内部統制-その統合的枠組み」の5つの要素に関連する上記原則のうち、23原則は財務報告に係る内部統制に関して様々な関係者が果たす役割についてであり、その役割を個別の責任に適用する際の3つの追加原則により補完されています。下記に記載するこれらの原則もまたCOSOの枠組みから派生したものです。

- **役割と責任**—3つの原則、すなわち経営陣の役割、取締役会と監査委員会およびその他の担当者です。

公開草案におけるCOSOの指針は、6つの章で構成され、各章において上記6分野に適用される原則を述べています。付属資料には、5つの要素と26の原則に関連する例示的なツールとテンプレートを提供しています。この目的は、財務報告に係る内部統制の整備と運用の有効性を評価する際に活用できる例示的なテンプレートとツールを経営陣に提供することです。

#### 要約

公開草案は、各企業や企業内の担当者が検討し消化するのに一定の時間を必要とするものの、COSOはこの指針案が多くの利点を提供すると考えています。例えば、小規模企業では彼らの固有の経営環境により適合するようにカスタマイズしたアプローチをとるでしょう。上級経営陣と内部監査人は、COSOの枠組みを適切に適用するために、26の有効な内部統制の原則を活用することができます。例示されているツールとテンプレートは、財務報告に係る内部統制の評価を文書化するためにどのように26の原則を利用できるかを示しています。最後に、個々の章は原則の適用の解説と、取締役会、経営陣、その他社内のスタッフや内部・外部監査人のよりよい理解を促進するために多くの指針を提供しています。